

徳島県規則第二十号

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例施行規則（平成二十四年徳島県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十五の項中「第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設」を「第三十一条第二項に規定する指定施設」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。